介護保険の負担割合

３割負担	**●次の（１）と（２）の両方に該当する方** （１）本人の合計所得金額が、２２０万円以上 （２）本人を含む同一世帯の６５歳以上の方の「課税年金収入額 ＋ その他の合計所得金額」が、 ・単　身　世　帯：３４０万円以上 ・２人以上の世帯：４６３万円以上
２割負担	**●３割負担に該当しない方で、次の（１）と（２）の両方に該当する方** （１）本人の合計所得金額が、１６０万円以上 （２）本人を含む同一世帯の６５歳以上の方の「課税年金収入額 ＋ その他の合計所得金額」が、 ・単　身　世　帯：２８０万円以上 ・２人以上の世帯：３４６万円以上
１割負担	**●上記に該当しない方** ※なお、上記にかかわらず、 ・市民税が非課税の方 ・４０歳以上～６５歳未満の方（第２号被保険者） ・生活保護を受給されている方 のいずれかに該当される方は、１割負担です。

用語説明

合計所得金額	収入金額から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の金額のことで、 扶養控除や医療費控除、基礎控除などの所得控除をする前の金額になります。 なお、介護保険負担割合の判定では、長期（短期）譲渡所得に係る特別控除がある場合、 合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。 また、税制改正により、令和３年度市民税から適用された給与所得控除及び公的年金等控除の 引き下げの影響が出ないよう、調整した金額を用いて判定します。
課税年金収入額	国民年金、厚生年金など、市民税の課税対象となる公的年金等の収入額のことです。 介護保険負担割合の判定においては、非課税とされている遺族年金や障害年金などは、収入額に含みません。
その他の 合計所得金額	上記の合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得の金額を除いた額のことです。
同一世帯	住民基本台帳上、同じ世帯となっている方のことです。
市民税が非課税	個人市民税の所得割、均等割の両方が非課税の方のことです。